

令和2年 第2回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第2回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年2月 6日(木)
- 2 招集通知日 令和2年2月 6日(木)
- 3 招集日時 令和2年2月17日(月)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(12名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 なし

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	佐藤 信雄	稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	橋本 克也
仁井田	影山 孝	仁井田	樽川 榮一	大東	熊谷 聡	長沼	横川 良雄
長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則	岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	齊藤 正人

8 欠席農地利用最適化推進委員 なし

9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主幹兼局長補佐	戸田 正樹
	主任主査兼農政係長	三島木 修
産業部農政課	主 事	佐藤 美佳

10 議 案

議案第 1 号 農用地利用集積計画について

議案第 2 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 3 号 農地等の買受適格証明の適否決定について

議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 7 号 実勢賃借料情報（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）の提供について

議案第 8 号 令和 2 年（2020 年）農業労働標準額改定について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 1 時 2 5 分）

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 8 番 善方 春夫 農業委員と 9 番 矢部 由隆 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 （午後 3 時 1 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和2年2月20日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和 2 年 第 2 回総会

令和 2 年 2 月 1 7 日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 1 号 「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。

議 長 ここで、申請番号第 3 号は 19 番 佐藤農業委員、第 7 号は 2 番 栗野農業委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限」により退席を求め先に審議いたします。

事 務 局 農政課 佐藤主事 説明。

議 長 只今、申請番号第 3 号並びに申請番号第 7 号についての説明がありました、質疑等はありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第 3 号並びに申請番号第 7 号に異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号第 3 号並びに第 7 号について計画通り決定することといたします。

議 長 ここで、佐藤委員、栗野農業委員の復席を求めます。

（佐藤委員、栗野農業委員 復席）

議 長 続きまして、申請番号第 1 号からの説明をお願いします。

事 務 局 農政課 佐藤主事 説明。

議 長 只今、申請番号第 1 号からの説明がありました。

質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 1 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第1号「農用地利用集積計画について」は計画どおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 戸田主幹 概略説明。農政課 佐藤主事 説明。

議長 只今の説明にご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第3号「農地等の買受適格証明の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

議長 続いて、調査員の説明を求めます。齊藤推進委員、お願いします。

齊藤推進委員 受理番号第1号について説明いたします

願出人の耕作状況は水田56a外、借入地が約50aあります。今後は法人化を視野に入れ、規模拡大を図るための申請です。

また、次の議案にある農地法3条の許可申請においても、農地の購入を進める運びです。許可上、特に問題はないと思われま
す。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明にご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第3号「農地等の買受適格証明の適否決定について」証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、「農地等の買受適格証明の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

(冒頭、許可申請の取下願出書1件(受理番号第1号)の取下理由等の説明を行う。)

議長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員からお願いいたします。

熊谷推進委員 受理番号第2号、第5号について関連がある事から、併せて説明いたします。

第2号は、譲渡人の山本氏と譲受人の山本氏は親子関係にあります。譲受人の山本氏とその妻が持ち分1/2による贈与であります。

第5号の譲渡人の山本氏と親子関係にあり、次男にあたります。譲受人の山本氏とその妻が持ち分1/2による贈与であります。それぞれ責任を持たせるため持ち分による贈与としたものであるとのことです。

今後、農地を増やして兄弟、夫婦で共同経営をする予定であり、許可上、問題はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に受理番号第3号、第4号について、橋本推進委員、お願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第3号、第4号について説明いたします。

申請地はお互いの農地に隣接していることから、交換するための申請です。話し合いで長年に渡り耕作していたものですが、登記すべきものとして判断したものです。

面積については差があるものの、お互いの話により決まったものであり、許可上、問題はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に受理番号第 6 号について、矢吹農業委員、お願いします。

矢吹推進委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

譲受人の渡辺氏の母が譲渡人の吉田氏と父と兄弟の関係で、吉田氏の父が亡くなり譲受人の渡辺氏が申請地を長年作付しておりました。

譲渡人の吉田氏には後継者がいないため、今回の売買の運びとなりました。許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 7 号について、横川推進委員お願いします。

横川推進委員 受理番号第 7 号について説明いたします。

譲受人と譲受人の横川氏とは親戚関係にあります。

譲受人の横川氏は兼業農家ですが、農業施設等を保有しており、今回、お互いの話し合いにより贈与の話がまとまったものです。許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 8 号について、齊藤推進委員お願いします。

齊藤推進委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

議案第 3 号による買受適格証明の申請者であった熊田氏が、規模拡大をするための申請です。許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 9 号について、矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

申請地は譲受人の熊田氏の農地に隣接しており、譲渡人が高齢であり夫も亡くなり後継者もないこと、また、熊田氏が規模拡大したいとの意向から、今回の申請となったものです。

価格もお互いの話し合いで決めたものであり、許可上、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 10 号について、影山推進委員お願いします。

影山推進委員 受理番号第 10 号について説明いたします。

申請地は譲受人の大槻氏の農地に隣接しており、以前から無償で

作付していました。

今回、譲渡人の猪越氏が相続した申請地について、大槻氏から売買の話をしたところまとまったものです。価格もお互いの話し合いで決まったものであり問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に受理番号第 11 号について、関根推進委員お願ひします。

有馬推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします

譲渡人の鈴木氏が新規就農のための申請ですが、営農計画書に記載されている平栗氏が申請地を作付していました。

譲渡人の鈴木氏と平栗氏の関係は高校時代からの付き合いで、平栗氏の農業を手伝っていたそうです。

機械、作業場等は当分の間、平栗氏が協力することになっており、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に受理番号第 12 号について、松川推進委員お願ひします。

松川推進委員 受理番号第 12 号について説明いたします。

設定人の森氏と被設定人の森氏は親子関係にあります。

今般、経営を被設定人の森氏に移譲することになり、今回の申請となりました。許可上、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

13 番吉田委員 2 点ほど質問します。

第 1 点目は受理番号第 11 号の新規就農にあたり、農地の取得のための売買は可能なのか。

第 2 点目は議案書に申請者名として行政書士名が記載されているが、記載されていない箇所は、本人が申請しているということか。

事務局 第 1 点目については、新規就農のあたり営農計画書の提出を求め、その内容を確認したうえ、農地法第 3 条第 2 項による農機具の状況、農地の効率的な利用などに適合する場合は、売買による農地法第 3 条

の許可はできることになっている。

第 2 点目については、委任状を含めた本人申請ということになっている。

13 番吉田委員 新規就農者については、事務局で確認していることは理解した。

行政書士以外であれば何か方法があればと思います。

事務局 今後は、「本人申請」と記載いたします。

12 番大河原委員 受理番号第 11 号の調査段階の説明ですが、譲受人の鈴木氏は当初は、借地を考えており軌道に乗ったら購入する予定だったが、譲渡人の車田氏の意向を踏まえての売買による申請となったものです。

2 番栗野委員 受理番号第 11 号は新規就農者になっているが、年齢は何歳までが新規就農と認められるのか。また、譲受人の鈴木氏は農地を持っていないが農地を購入できるのか。

事務局 年齢については特段の決まりはない。

農業者となるためには営農計画書を確認したうえで、借地または売買により可能であり、経営面積が 50a 以上の要件を満たせば農業者となる。

議長 それではお諮りいたします。

議案第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

小椋推進委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

申請人の大河原氏の住宅が老朽化し、隣地に新築する運びとなり畑を転用するための申請です。隣地は住宅であり土留めもされており、土砂の流出もなく付近に与える影響もないことから、許可上、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、受理番号第 2 号について、齊藤委員、お願いします
齊藤推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

申請地は、駐車場及び資材置き場として申請されたものですが、畑であったものを昨年 11 月中旬頃、ブロック塀を積み畑に碎石をしたに伴い、本人が農地転用の相談を事務局に相談に訪れ、工事着工が発覚したものです。1 月 18 日に二瓶農業委員と現地確認及び経過を聞き取ってきたが、台風 19 号により山林からの濁流が、作業小屋から畑に流込し畑を浸食したとのことです。また、申請地は山林及び作業小屋に面し、雑種地及び法面に接する法面となっていました。

今後、放置し降雨があれば浸食が進むということでブロックを積み、いずれ駐車場にするということで隣の畑にもブロックを積むとともに、全体に碎石をしてしまったとのことです。また、事前に転用申請することは知らなかったとのことです。経緯は以上のとおりです。

本来であれば現状に戻してからの申請であるが、降雨による浸食の防止として工事をしたこと、農地転用を理解せず工事をしたこと及び顛末書の提出があったことで、転用がされても付近に与える影響はないものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

13 番吉田委員 顛末書ですが提出はされているのですか。

事務局 申請前の段階でも、地元農業委員との相談及び可能なら載積の撤去はできないかの話をした。1 月 23 日付けで台風による浸食、放置すれば被害が拡大する、駐車場とする以前に碎石した、農地法の申請が必要なことを知らなかったこと及び今後十分注意する旨の顛末書が提出

されています。

6 番遠藤委員 ブロックの高さ及び付近への影響についてお聞きしたい。

17 番二瓶委員 ブロック塀の付近への影響ですが、災害で倒れるとすれば菅井氏側となると思われると判断している。

齊藤推進委員 高さは 8 段位である。

13 番吉田委員 今後もこのようなことがあり得ることから、そのままの状態です許可を出すということはせずに、何らかの善処したうえで許可を出すという考えで対応していただきたい。

事務局 受付段階で指導したい。今回の場合、台風被害で土砂が北東から流れ込み交通に支障が生じたことからやむをえないと判断したが、厳正に対応したい。

議長 他にご意見、質問等ありませんか
(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

本申請は 20 年間の賃借権設定による太陽光発電設置によるものです。申請地は休耕地で周辺に与える影響はありません。許可上、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 次に、受理番号第 2 号について、樽川委員、お願ひします

樽川推進委員 受理番号第2号について説明いたします。

本申請は墓地の駐車場です。申請地は檀家である大野氏が提供してもよいということで話がまとまったものです。

現在は休耕地であり周辺の農地に与える影響はないものと思われます。許可上、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

事務局 補足を申し上げます。

受理番号第1号ですが、除草は機械で行うとのこと。周り住宅は現在、空き家になっていることから周辺の住宅への影響はありません。事業終了20年後の撤去及び継続については契約がなされております。受理番号第2号ですが、墓地埋葬等に関する法律によるものと農地転用による同日申請、同日許可となります。

13番吉田委員 太陽光発電に関しては周りの同意は大切だと思っている。

墓地に関してですが、周りの方も身構えると思うことから、同意書は取っているのかお聞きしたい。

事務局 墓地埋葬等に関する法律による墓地経営の許可があり、周辺同意については墓地埋葬等に関する法律により取得することとなっています。

13番吉田委員 同意書は出ているということですが、確認されていますか。

事務局 同意書の写しはあり確認しております。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、議案第7号「実勢賃借料情報（平成31年1月～令和元年12月）の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

齊藤推進員 データ件数と契約件数についての標記かどちらか。

事務局 順序については、データ件数、契約件数の順となります。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第7号「実勢賃借料情報（平成31年1月～令和元年12月）の提供について」決議することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第7号「実勢賃借料情報（平成31年1月～令和元年12月）の提供について」について議決し、決議することといたしました。

議長 次に、議案第8号「令和2年（3020年）農業労働賃金標準額改定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

齊藤推進委員 「畔ぬり」の摘要欄の（64円）については何か。

事務局 削除を願います、

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

決議することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第8号「令和2年（3020年）農業労働賃金標準額改定について」について議決し、決議することといたしました。

議長 次に、報告事項に入ります。

○報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」 3件です。

○報告第2号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 5件です。

○報告第 60 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出書の受理について 2 件です。

○報告第 61 号「農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

味戸委員 議案第 5 号の違反転用についてですが、長沼地区においても以前、このような案件があり、農業委員の指導の基に現状に戻しての転用許可に結び付けたことがあるということをご参考申し上げます。

議 長 各地区における現況確認調査について、注意、指導をよろしく願います。

13 番吉田委員 現状に戻すことの指導は現地農業委員、事務局で行ったのですか。

味戸委員 地元農業委員と事務局が一緒に行いました。

議 長 他に皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局から願います。

○違反転用について（初期は事務局対応、次段階は農業委員等の協力をお願い。）

○令和 2 年第 3 回須賀川市農業委員会総会について

3 月 17 日（火）13:30～

○岩瀬地方農業委員会連合会研修会について

2 月 21 日（金）15:00～

議 長 ほかになければ、これにて令和 2 年度第 2 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。